

## 電力の購入に係る裾切りの事例

電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式によることとされている。

以下に、電力の購入に当たって裾切り方式を実施している国、東京都、神奈川県、愛知県及び横浜市の事例を示す。

### 1. 国における事例

#### (1) 加点有りの裾切り方式（内閣府等）

下記のア及びイを満足することを裾切りの条件としている。

##### ア．二酸化炭素排出係数等の条件

以下の3項目に係る数値を表1に当てはめた場合の評価合計が基準（70点）以上であること。

直近1年間の二酸化炭素排出原単位

直近1年間の未利用エネルギーの活用状況

直近1年間の新エネルギーの導入状況

表1 二酸化炭素排出係数等に係る裾切り条件

項 目	数 値	評 価
直近1年間の東京都内へ電気を供給する場合の需要端での二酸化炭素排出原単位 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上	35
直近1年間の未利用エネルギーによる発電量の電力供給量(需要端)に対する比率	1.35 %以上	15
	0 %以上 1.35 %未満	10
	活用していない	0
直近1年間の「電気事業者による新エネルギーの利用に関する特別措置法」の基準利用量の達成割合	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	10
	0.8 倍未満	0

##### イ．RPS法履行義務の条件

□ 直近1年間において、RPS法の義務を果たしていること。

#### (2) 加点有りの裾切り方式（環境省等）

下記のア及びイを満足することを裾切りの条件としている。

## ア．二酸化炭素排出係数等の条件

以下の3項目に係る数値を表2に当てはめた場合の評価合計が基準(70点)以上であること。

- 直近1年間の二酸化炭素排出原単位
- 直近1年間の未利用エネルギーの活用状況
- 直近1年間の新エネルギーの導入状況

表2 二酸化炭素排出係数等に係る裾切り条件

項 目	数 値	評 価
直近1年間の東京都内へ電気を供給する場合の需要端での二酸化炭素排出原単位 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.275 未満	70
	0.275 以上 0.300 未満	65
	0.300 以上 0.325 未満	60
	0.325 以上 0.350 未満	55
	0.350 以上 0.375 未満	50
	0.375 以上 0.400 未満	45
	0.400 以上 0.425 未満	40
	0.425 以上	35
直近1年間の未利用エネルギーによる発電量の電力供給量(需要端)に対する比率	1.35 %以上	15
	0 %以上 1.35 %未満	10
	活用していない	0
直近1年間の「電気事業者による新エネルギーの利用に関する特別措置法」の基準利用量の達成割合	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	10
	0.8 倍未満	0

## イ．RPS法履行義務の条件

- 直近1年間において、RPS法の義務を果たしていること。

### (3) 加点有りの裾切り方式(経済産業省等)<sup>1</sup>

下記のア及びイを満足することを裾切りの条件としている。

ア.省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上(下記基準表(表3)の左欄の項目毎に中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。)であること。

表3 二酸化炭素排出係数等に係る裾切り条件

項 目	数 値	評 価
前年度1kWhあたりの全電源平均CO <sub>2</sub> 排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.300 未満	60
	0.300 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.600 未満	40
	0.600 以上 0.750 未満	30
	0.750 以上 0.900 未満	20
	0.900 以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	20
	0 %以上 1.35 %未満	10
	活用していない	0
前年度の新エネルギーの導入状況	1.0 倍以上	20
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	10
	0.8 倍未満	0

- イ. 前年度、RPS法の履行義務を達成していること。

<sup>1</sup> 長野県においても同様の裾切り方式による入札を実施(ただし、二酸化炭素排出原単位については、中部電力の供給区域に限って算出している。 )。

## 2. 東京都の方式

### (1) 要件

競争による電力調達を行う場合における電力供給の環境配慮仕様<sup>2</sup>は「水準1」として、以下のとおりとなっている。

次の1及び2を満たすこと。

なお、2の要件の高圧受電施設への適用については、環境価値（再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。）の確保量の割合と合わせて、別途定める。

**1 二酸化炭素排出係数（全電源平均とする。）が0.392（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）未満であること。**

**2 環境価値の確保量（次の(1)及び(2)の合計の量とする。）を予定使用電力量の5%以上とすること。**

- (1) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量のうち、同省令第8条第1項の規定により、新エネルギー等電気相当量の減量の届出を行ったもの（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。）
- (2) 知事が認める認証機構により認証された環境価値の量（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。）

上記の要件1は、「CO<sub>2</sub>排出量の増加を阻止するため、都内に電気を供給する事業者の平均全電源CO<sub>2</sub>排出係数（都内全電源排出係数）を下回ることとし、それに環境価値確保量の低減分を考慮して、CO<sub>2</sub>排出係数の基準を設定」している。

具体的には、最新（平成17年度）の都内全電源排出係数（実績値）の値0.374（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を基準とする。これに、要件2の環境価値の確保量（再生可能エネルギーの利用量）5%ということ considering、その供給を受ける事業所のみに着目したCO<sub>2</sub>排出係数は、電気事業者としてのCO<sub>2</sub>排出係数よりも、その分改善されるとし、以下の値を算出している。

$$0.374 \times 1.05 = 0.392 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} \quad (\text{小数点第4位以下切捨})$$

### (2) 環境配慮調整

契約においてCO<sub>2</sub>排出係数についての環境配慮仕様を定めているが、請負者の契約後の事由によりCO<sub>2</sub>排出係数が基準値以上となる可能性がある場合の措置として、環境配

<sup>2</sup> 製品・サービス等の購入に当たって最低限考慮すべき当該製品の環境配慮事項が「水準1」、要件ではないが配慮することが望ましい事項が「水準2」

慮調整の仕組みを設けている。

この基本的な考え方は、上記の契約におけるCO<sub>2</sub>排出係数についての環境配慮の不足を別の契約による環境価値の確保で補填するというものである。

### 3．神奈川県的方式

#### ・要件

##### CO<sub>2</sub>排出に関する条件強化

平成 18 年度における入札参加条件の一つであるCO<sub>2</sub>排出係数0.602 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満から平成 19 年度は0.555 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) 未満へ条件を強化した<sup>3</sup>。

なお、入札参加条件のCO<sub>2</sub>排出係数は、契約年度の 2 年度前の実績値としている。

##### 契約期間中の努力義務等の新設

契約した電気事業者が、平成 19 年度の電力を供給するに当たりCO<sub>2</sub>排出に関する条件をクリアするよう努めるとともに、契約期間終了後、当該期間に係るCO<sub>2</sub>排出係数がクリアできたか否かを報告するよう新たに義務付けた。

### 4．愛知県的方式<sup>4</sup>

#### ・要件

##### □ 制限付き一般競争入札（入札参加裾切り方式）

- CO<sub>2</sub>排出係数が一定基準を下回る電気事業者のみが入札に参加でき、入札者間で価格競争を行う方式
- 基準となるCO<sub>2</sub>排出係数は 0.555 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

\* 実施結果を踏まえ、今後、電力購入の対象施設の拡大を検討。

<sup>3</sup> 入札条件：平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）において、東京電力管内に送電している電力のCO<sub>2</sub>排出係数が 0.555 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) 未満であること

<sup>4</sup> 静岡県でもCO<sub>2</sub> 排出係数が一定基準を下回る電気事業者のみに入札に参加させる方式を実施。基準となるCO<sub>2</sub> 排出係数は 0.602(kg-CO<sub>2</sub>/kWh。)

## 5. 横浜市の方式

### ・要件

#### 設定する項目と配点

- 電気事業者の「CO<sub>2</sub> 排出係数」「新エネルギー等の導入状況」「未利用エネルギーによる発電量割合」「環境貢献度」の4つを環境条件として設定（表4参照）。

#### 得点評価

- 各項目の合計得点が70点以上をAランク、50点以上70点未満をBランク、50点未満をCランク
- 平成19年度の電力入札についてAランク及びBランクに該当する電気事業者が市の行うすべての電力入札の参加資格を得る

表4 横浜市の評価項目と配点

項目（配点）	内 容
CO <sub>2</sub> 排出係数（40点）	平成17年度の電力供給に係るCO <sub>2</sub> 排出量（kg-CO <sub>2</sub> ）を、供給電力量（kWh、需要端）で除した数値を評価（電気事業者ごとの全電源平均値）
新エネルギー等の導入状況（20点）	「RPS法」で定める「新エネルギー基準利用量」について、当該電気事業者の達成割合を評価
未利用エネルギーによる発電量割合（20点）	発電に利用した工場等の排熱利用などの未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を供給電力量（kWh）で除した数値を評価
環境貢献度（20点） 横浜市独自の項目	以下の4項目について、電気事業者の取組状況の有無を評価 (ア) 環境マネジメントシステムの導入状況 (イ) 新エネルギーに関するクレジット（グリーン電力証書等）の購入状況 (ウ) 省エネルギー情報の需要家への提供状況 (エ) 環境報告書の発行状況

表5 横浜市の得点評価

得点	ランキング	扱 い
70点以上	Aランク	横浜市のすべての電力入札に参加する資格を得る 指名競争入札における業者指名の選考基準として活用
70点未満 50点以上	Bランク	
50点未満	Cランク	電気事業者の一層の環境配慮の努力を促す